

市立小中学校の通学方法と費用負担について

通学方法や通学にかかる費用負担については、第1回検討委員会【資料3】や第2回検討委員会【資料5】でお示したとおり、市町村合併前の旧市町村で実施していた内容を踏襲しているところが多いことから市内全域で見ると整合が図れていない状況もあります。

これまでの経緯や望ましい学校配置を踏まえて、今後の望ましい通学方法と通学にかかる費用負担のあり方を検討します。

●通学方法について

○通学方法の基本

- ・小学校は、徒歩通学を基本とする。
- ・中学校は、徒歩・自転車通学を基本とする。

○通学距離の基準

- ・居住する地区の仮定集合場所から、徒歩・自転車通学が可能な通学路を經由した学校までの距離とする。

○遠距離通学の基準

- ・小学校は、通学距離が3 km以上とする。
- ・中学校は、通学距離が5 km以上とする。

○スクールバス及び公共交通機関の利用基準

- ・遠距離通学の児童・生徒とする。
- ・遠距離通学の距離に満たない場合は原則認めない。
(小学校は、通学距離が3 km以上、中学校は、通学距離が5 km以上)

●通学にかかる費用負担（通学費補助金）について

○費用負担（通学費補助金）の対象

- ・遠距離通学にかかる費用
- ・要保護、準要保護世帯の児童、生徒が通学で公共交通機関を利用した場合の費用

○費用負担（通学費補助金）の対象外

- ・スクールバスを利用して通学している場合
- ・校区外通学
- ・他の法令等により、通学に要する費用の援助を受けている場合

○費用負担（通学費補助金）の割合

- ・同じ通学方法で差異が無いよう、統一した割合（金額）とする。

道路状況等によって安全な通学が確保できないことや学校統廃合時の協議により、基準距離未滿でのスクールバスや公共交通機関の利用・費用負担等については、これまでの経緯や集団登下校の状況等を踏まえて、教育委員会で別途検討することとします。